

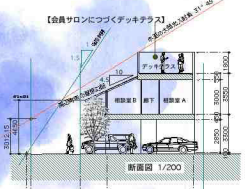
【空間構成とゾーニング】
 計画では不特定多数の利用を低層に、特定利用は上層に配置しています。これにより1・2層は動地を最大限に利用し、3から4・5層と階数を控えています。協会会館、市民委員会や市民法律相談を予定されている大ホールと相談室を階に配置し、3階に市民センター、4階に市民委員会、5階に相談室を他の階配置しています。市民が自由に利用できるゾーンの2層を2層までと限定して迷い込みや動線の交叉を防いでいます。

【奈良】の弁護士会館
 奈良らしい建物をデザインし、地域に溶け込んだ弁護士会館にしなければなりません。5層建てであることが奈良らしさと相対する規模であり、周辺町並み、変型した長い敷地条件で狭く長く建物を考えないと空間構成による解決が必要になります。裏面の解決案。例えば意匠・土壁・板壁・障子などは空間と一体となって存在し得るものであり、裏面だけでの解決はあまり得意なもので、いつももあり入れることのできる手法でもあつて意匠を避けます。まず高層化をせざるを得ないことから意匠（意匠を切り取る）を模索します。従来は町並みを切り取り建物を町と接します。通などの外部空間と内部を繋げる大きく深い庇が縁側のような中間領域として、雨回り空間を創ります。また、（雨回り）は設備投資の意味も込み、市民の目線で社会に広く開かれた開放的なファサードを演出します。

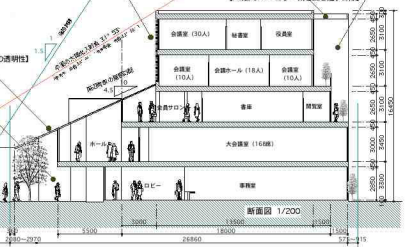
【周辺環境と建築のかたち】
 この敷地は商業地域にもかかわらず、住宅地としての環境が色濃く残り町家や廻廊のある既存建物が多く残る地域にあります。現在の奈良女子大が奈良町奉行所であったのもうなる前に、この敷地は遠く奈良町の一部とも言えます。5階建ての設計条件をどう考えるのが最も重要な課題となります。

【自由と正義】・【公平と平等】をからにちする手法として、シンメトリーでガラス張り、かーが解らないと思います。しかしこの文字動地と町家の多い環境、生活圏である狭い(全室道路を考えたとき、地域を圧迫しない、地域環境を壊さない)の無い建築である必要を感じます。文字通り【誰かが安心して暮らせる社会】の担い手であり【市民の利益のみならず】である弁護士会館は、決して周辺環境を圧迫してはならないのです。そのために、できるだけ北側を長く取り、目を惹かないにすること、3階以上の階からの見下ろし、覗き込みが無いような工夫が必要になります。

また、市民との距離を近づける方針をかけておられる弁護士会館のかたちは、覗きみや市民を恐れ入る、覗かれたカタチが求められます。



【南面上層セットバック・南面のテラス】
 PC型のバーゴラ一階と風を逃す旨目



項目	概要	数値
建築面積	奈良市条例第22号第22条	584.16㎡
延床面積	建築面積×階数	446.02㎡ (延床率 76.35%)
容積率	13.1% (20m)	容積率 22.6%
その他	築1階高層部・意匠的建築性	1階 181.19㎡
	奈良市条例第22号による準用階高	2階 249.76㎡
	建築基準法第114条(2)	3階 407.35㎡
	建築基準法第115条(2)	4階 297.11㎡ (建築2.2倍)
	建築基準法第117条(2)	5階 297.11㎡ (建築2.2倍)
外観	木部(一部を除く) 型枠コンクリート打ち込み躯体	躯体寸法 76.35% × 意匠階高 20.00%
	ガラス(一部を除く) 型枠コンクリート打ち込み躯体	躯体寸法 22.6% × 意匠階高 20.00%

